

(別記3)

鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業

第1 事業の概要

本事業においては、鶏肉輸出に関してシンガポール・欧州連合が要求するサルモネラ菌に係る輸出規制への対応に当たり必要となる検討会等の開催、鶏肉のサルモネラ菌低減のための試験・研究・実証等の取組、鶏肉輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムであり、別記1の事業に取り組む者であるものとする。

第3 事業内容

事業実施主体は、鶏肉のサルモネラ菌低減への対応に必要な次に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。

- (1) 検討会等の開催
- (2) 海外施設等の状況調査
- (3) 学術情報の収集
- (4) 手順書の作成
- (5) サルモネラ菌低減に向けた試験・研究・実証等の取組
- (6) 輸出に係るサルモネラ菌検査

第4 成果目標及び目標年度

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

シンガポール又は欧州連合向け輸出要件に沿って処理した鶏肉のサルモネラ菌陽性率を低減し、かつ、陽性率を20%未満とすることとし、具体的な成果目標は事業実施主体が設定するものとする。

2 目標年度

事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。